

事故から
15年

福島第一原発の廃炉って、どこまで進んでいるの？

～政府・東電の廃炉に向けた中長期ロードマップの問題点～

2026
9/25

オンライン開催
愛知県弁護士会館より配信
14:00～16:30

どなたでも参加できます。
| 事前申込制 |



福島原発事故から15年が経過しました。しかし、現在においても原子力緊急事態宣言は解除されておらず、帰還困難区域は現在も残ったまま避難指示が継続しています。福島県をはじめとする広範な地域に深刻な放射能汚染をもたらした福島原発事故は、地域住民の人格権、幸福追求権などの基本的人権を、事故から15年を経た現在でも日々侵害しています。

政府と東京電力は、「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（中長期ロードマップ）を定め、2051年までの廃炉措置終了を目指すとして宣言しています。しかしながら、事故から15年経過した現在においても、取り出すことのできた燃料デブリはわずか約0.9グラムにすぎず、原子炉の解体には全く着手できていない状況にあります。専門家による指摘では、事故処理が完了するまでに100年から300年かかるとするものもあり、あと25年程での廃炉措置終了を目指すという計画がおよそ現実的でないことが、この15年で明らかになりつつあります。

そこで、事故から15年目の現実を踏まえ、廃炉作業の現状や中長期ロードマップの問題点について検討する機会を企画しました。

ぜひ、多くの皆さまに、ご参加をお待ちしております。

基調講演

『1F 廃炉法という法律が必要な理由』



おまつ りょう

尾松 亮氏

<プロフィール>

1978年生まれ。

東洋大学国際共生社会研究センター客員研究員。

東京大学大学院人文社会研究科修士課程修了。通信社、民間シンクタンクでロシア・北東アジアのエネルギー問題を中心に調査。

2019年から民間の専門家、ジャーナリストによる「廃炉制度研究会」を主宰。2025年度日本地理学会賞（社会貢献部門）受賞。

著書に『廃炉とは何か』（岩波書店 2022年）、編著に『原発廃炉地域ハンドブック』（東洋書店新社 2021年）ほか。

パネルディスカッション

第二部

登壇者

尾松 亮氏

川端 茂樹 弁護士（福島県弁護士会所属）

西岡 治紀 弁護士（愛知県弁護士会所属）

藤川 誠二 弁護士（愛知県弁護士会所属）

参加方法（事前申込制）

Google フォームよりお申し込みできます。
必要事項をご入力ください。

申込期限 9月16日（水）



お問い合わせ

052-203-1651
（愛知県弁護士会まで）